

愛知県立大学学外研究員規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学（以下「本学」という。）の学外研究員について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で学外研究員とは、本学の専任教員及び任期付教員で、愛知県立大学法人教職員就業規則第45条第2項及び第3項の規定に基づき、学外において一定の期間教授又は研究の能力等を向上させることを目的として、その専門とする学術の調査研究等に従事するものをいう。

(学外研究の種類および期間)

第3条 学外研究の種類および期間は、次表のとおりとする。

(1) 国外研究

種	類	期 間
甲種	愛知県立大学法人から費用の支給を受けて、国外で学術の調査研究を行うもの	原則として1年以内
乙種	わが国又は外国の政府もしくはこれに準じる公共的機関、又は学術の研究もしくは振興を目的とする団体等（以下「公共的機関」という。）より費用の支給を受けて国外で学術の調査研究等を行うもの	原則として1年以内
丙種	私費によって国外で学術の調査研究等を行うもの	原則として3月以内

(2) 国内研究

種	類	期 間
甲種	愛知県立大学法人から費用の支給を受けて、国内で学術の調査研究を行うもの	原則として1年以内
乙種	公共的機関等から費用の支給を受けて国内で学術の調査研究等を行うもの	原則として1年以内

(学外研究員の承認等)

第4条 学外研究を希望する者は、学外研究計画書（様式1）及び学外研究日程表（様式1別紙）を所属長に提出し、承認を得るものとする。

(学外研究員の報告)

第5条 所属長は、前条の規定により学外研究を承認した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

(学外研究員の身分等)

第6条 学外研究員の学外研究期間中の服務上の取扱いは、次表によるものとする。

学外研究の区分		服務上の取扱い
甲種		出張
乙種	公的機関等から招へいを受け、旅費が全額（愛知県立大学法人教職員旅費規程の規定により支給される旅費相当額以上の額）支給される場合	出張
	上記以外	研修
丙種		研修

2 学外研究員の不在中の授業は、大学全体で負担するものとする。

(学外研究計画の変更)

第7条 学外研究員が研究計画又は研究期間を変更する場合(軽易な変更を含む。)は、所属長等の承認を得るものとする。この場合においては、所属長は、その結果を学長に報告するものとする。

(学外研究員の服務)

第8条 学外研究員は、その期間中学外研究員としての本分を守り、学外研究目的以外の業務に従事してはならない。

(研究成果の発表等)

第9条 学外研究員は、帰学後1月以内に学外研究報告書(様式2)を提出しなければならない。

2 学外研究員は、帰学後その調査研究の成果を発表しなければならない。

(学外研究員の義務)

第10条 学外研究員は、帰学後本学の専任教員として、原則として学外研究相当期間以上在職の上本学の教育研究の向上に努めなければならない。

(公務災害補償)

第11条 学外研究員の学外研究(研修扱いのものを含む。)中の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 看護学部教員については、平成23年3月31日まで愛知県立看護大学学外研究員規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に学外研究を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式1 (第4条関係)

学外研究計画書

年 月 日

愛知県立大学長殿

所 属
職 名
氏 名

学外研究の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
学外研究の種類	国外	国内	甲種 乙種 丙種 ※
乙種の場合のみ下欄に記入してください。 費用を支給する機関からの招へい状及び経費の明細が記載された文書（外国語のものは邦訳）を添付してください。文書がない場合は費目と金額の欄に明細を記入してください。			
費用を支給する機関の名称	費 目		金 額 (円)
	1 交通費 2 滞在費 3 その他諸費用 ()		
学外研究の活動内容（研究の目的、方法、出席する会議名など）			

安全保障輸出管理に係る事前確認

<input type="checkbox"/> 事前確認シート又は取引審査で確認	<input type="checkbox"/> 本書（学外研究計画書）で確認
<p>持ち出し品</p> <p>※ 貨物（装置・試料等）の輸出（送付又は持ち出し）がある場合は以下に記入するとともに、リスト規制の対象でないことを確認してください。</p> <p>※ リスト規制対象貨物・技術は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を参照してください。</p> <p> <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> タブレット端末 <input type="checkbox"/> USB メモリ等その他の外部記憶媒体 （ <input type="checkbox"/> 上記いずれにもリスト規制に該当する情報が記録されていない ） </p> <p><input type="checkbox"/> その他（上記以外の装置・試料等）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 60px; margin: 10px 0;"></div>	
<input type="checkbox"/> 提供技術（データを含む）・輸出貨物は明らかにリスト規制対象ではなく、相手先に関する懸念情報はない。	

※ 学外研究の種類

(1) 国外研究

甲種	愛知県公立大学法人から費用の支給を受けて、国外で学術の調査研究を行うもの
乙種	わが国又は外国の政府もしくはこれに準じる公共的機関、又は学術の研究もしくは振興を目的とする団体等（以下「公共的機関」という。）より費用の支給を受けて国外で学術の調査研究等を行うもの
丙種	私費によって国外で学術の調査研究等を行うもの

(2) 国内研究

甲種	愛知県公立大学法人から費用の支給を受けて、国内で学術の調査研究を行うもの
乙種	公共的機関等から費用の支給を受けて国内で学術の調査研究等を行うもの

(様式1別紙)

学外研究日程表 (記載例)

年 月 日

愛知県立大学長殿

所 属

職 名

氏 名

旅行日程等

年月日	出発地/滞在地	交通機関	摘 要
****年**月**日	名古屋発 (中部国際空港)	JL-435	(機中泊)
****年**月**日	デュッセルドルフ着 デュッセルドルフ発 ロンドン着	BA-937	(乗り換え)
****年**月**日 ~	〇〇〇大学にて 調査研究に従事		(この間の宿泊地) 〇〇〇〇〇〇 (宿泊地と研究場所の間の交通手段) 〇〇〇〇〇〇
****年**月**日			
****年**月**日	ロンドン発 デュッセルドルフ着 デュッセルドルフ発	BA-907 JL-405	(乗り換え)
****年**月**日	名古屋着 (中部国際空港)		

様式2 (第9条関係)

学外研究報告書

年 月 日

愛知県立大学長殿

所 属

職 名

氏 名

学外研究の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
学外研究の種類	国外	国内	甲種 乙種 丙種
滞在地 / 研究場所			
学外研究の成果			
計画から変更が発生した場合はその状況を記載			